

地方行政委員會議録第二十七号

昭和二十七年四月十六日(水曜日)

午前十一時三十四分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君

理事 大泉 寛三君 理事 河原伊三郎君

理事 野村專太郎君 理事 床次 徳二君

押谷 富三君 川本 未治君

中山 マサ君 前尾繁三郎君

藤田 義光君 大矢 省三君

立花 敏男君 八百板 正君

出席政府委員

總理府事務官 吉岡 惠一君

(全國選挙管理委員会事務局長)

國家地方警察本部 警視長(警視部長) 柏村 信雄君

國家消防庁長官 新井 茂司君

官官管理局長 滝野 好曉君

總理府事務官(地方自治庁次長) 鈴木 俊一君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

四月十五日

委員八百板正君辭任につき、その補欠として上林與市郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十六日

委員上林與市郎君辭任につき、その補欠として八百板正君が議長の指名で委員に選任された。

四月十五日

固定資産税の評価基準及び税率引下げに関する請願(寺本齋君紹介)(第一二五八号)

第一類第三号

地方行政委員會議録第二十七号 昭和二十七年四月十六日

純舞踊の入場税減免に関する請願

(深澤義守君紹介)(第二二五九号)

大阪の特別市制実施に関する請願外

一件(有田二郎君外一名紹介)(第二一六〇号)

同外一件(有田二郎君外三名紹介)(第二二〇二号)

同外二件(押谷富三君外二名紹介)(第二二〇四号)

売春取締に関する勅令的措置に関する請願(堤ツルヨ君紹介)(第二一六一号)

地方公営企業法案中に下水道事業加入に関する請願(野村專太郎君紹介)(第二一九六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

国会議員の選挙法の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三五号)

道路交通取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)

消防に関する件

○金光委員長

それでは開会いたします。

この際御報告申し上げますが、昨十五日電氣通信委員会より目下本委員会において審査中の地方税法の一部を改正する法律案について、たまたまお手元に配付いたしておりますような一般放送事業に対する事業税非課税に關し、本委員会に申入れがありましたので、この点御報告申し上げます。なお本申入書は會議録に掲載することといたします。

次に道路交通取締法の一部を改正する法律案を議題として、前会に引続き質疑を行います。質疑を許します。立花君。

○立花委員

私も共産党は最近道路交通取締法で、非常に逮捕されたり、あるいはその他の活動に制限を受けているわけですが、こういうことを御存じかどうか承りたい。

○柏村政府委員

共産党に對しまして、道路交通取締法をたてに取締りをするという事は、ございません。

○立花委員

實際問題といたしまして、やはりそういう事態が起つておるわけでありまして、たとえば渋谷で起りました学生の署名運動に對する弾圧の問題、あるいは地方で徴兵反對のピラ、あるいは再軍備反對のピラなどを街頭でまいておられますと、やはり道路交通取締法で処罰されておるわけですか。あるいは現に衆議院議員である大阪の加藤充君が街頭で演説をいたしておりました場合、やはり道路交通取締法で手錠をはめられました検査をされておられます。これは去年ですが、こういう形で道路交通取締法という法律が、一方的に共産党の運動あるいは平和運動あるいは学生の徴兵反對の運動、これに對して大きな作用をしておるといふことは、これは事実の上に明らかなんです。こういうことを御存じないとは私了解できないのですが、そういう弾圧法規として道路交通取締法が使われておるといふ事態を、もう少し率直に認識していただいてよいのでは

ないか。そうしてそういうふうな弾圧法規として悪用されるような点は矯正されたらよいじゃないか、そういうことのないように法的な措置を講じたらよいのではないかと思つたのです。事実御認識ないとなればおかしいのですが、実際これは行われておりました、私もやられる方ですからよく知つておりますが、こういうふうな道路交通取締法を取締る法律が、一方的弾圧法律として使われるというに至りましては、非常に法の權威もなくなりまして、法自体の所期の目的が達せられないと思つたのですが、そういう点でひとつ意見を承りたいと思つております。

○柏村政府委員

ただいまのお尋ねの点でございますが、道路交通取締法をたてにとつて取締りをする、特に共産党に對する取締りをするということは、ございません。今お話を集会であるとか、あるいは演説ということと道路交通取締法は、演説というところで道路交通取締法が、あるいは、当局の許可を得なければいけないというふうな條例を地方によつてはつくつておるところがあるように存じますが、これは道路交通取締法とは別個の地方自治体における條例に基くものでございます。

○立花委員

一般的にだれでもまんべんなく道路交通を安全ならしめるためにこの法律の、あるいはこれに基く條例の適用を受けるのであれば、私ども文句は言わないわけなんです。ところが、その運動を抑制しようとしておる。これは共産党に限つたことはありません

が、平和運動あるいは徴兵運動を抑制しようという場合に、これが悪用されているという例がたくさんあるわけですから。たとえば具体的に申しますと、私どもの神戸には非常に繁華街がありまして、そこでは絶えず路上で商店街のピラあるいは映画館のピラなどがまかれております。それと並びまして、學生が再軍備反對のピラをまき、共産党が平和運動のピラをまき、商店街や映画館がピラをまいておるのはそのままにはうつつておきまして、同じ並んでまいておられます平和運動、あるいは再軍備反對運動のピラは、道路交通取締法違反という形でやられておるわけです。こうなつて参りますと、決してこの法律の適用が本来の目的である道路交通の安全というところから、発動されておるのではなく、政治的な意圖をもつてやられておるといふことは、明白なのであります。こういう事態が非常に多いわけでありまして、むしろこの法律は、そのためにあるといわれるような状態にさえ見られる場合があると思いますので、そういう点を改められる意思はないかどうか。あるいは法律の上でなくても、通牒か何か発して、この問題に對して、そういうへんばな扱いをしないようにするといふようなことを、やられる意思はないかどうか、これをひとつ伺いたい。

○柏村政府委員

この道路交通取締法、並びにこれに関連いたしまする法律、あるいは地方の條例等によつて、この取締りを行います場合に、おきま

しても、常に今お話のような、政治的な意図によつて、特殊なものを取締るといふようなことは、これはよろしくないことであらうと思ひます。われわれとしても常にそういう点につきましても、法令の命ずるところに従つて、必要な取締りをするということに注意をいたしておるわけでありまして、特別の団体の構成員であるとか、あるいは特別の政治的意図を持つ者に対するといふような、へんばな取扱いをしないように、常に注意をいたしておる次第でございます。

○立花委員 その注意をやはり下部まで徹底させていただきたいと思ひます。事實はもうそういう事態はたくさん起つておりますので、そういう注意をやはりはつきりした形で徹底させたいでございます。これをひとつお願いしておきます。本日は破防法が国会に提出されるといわれておりますが、そういう弾圧法規がないのに、この法律を使つて、そういう形でやつておるといふことが、非常にはつきりいたしておりますので、そういう天下の法律を悪用するといふような形を絶対とるなといふことを、ひとつ下部に徹底させていただきたいと思ひますが、何か適当なお考えがありますかどうか、伺いたしたいと思います。

○柏村政府委員 先ほども申し上げましたように、そういう点につきましても、警察当局として、常に会議その他の機会において、注意を喚起いたしておりますし、今後必要な注意を行つて考えであります。

○立花委員 内容に入りたいのですが一般的に申しまして、いわゆる右側通行の問題は、御承知のように、向

うからの要請によつて、政府の方で従来の左側通行を改められたと思ひますが、この問題を元に戻して、やはりわれわれが従来やつておりました、ほんとうに習慣的になつております左側通行の形にもどされる意思があまりにないか。あるいはそういう形にもどるか。これを承りたい。

○柏村政府委員 この対面交通につきましては、昭和二十四年の十一月に、従来車馬、歩行者ともに左側通行にいたしておりましたものを、車馬は左側、歩行者は右側といふことで、対面交通に切りかえたわけでございます。この対面交通の制度は、欧米の各国におきましても、早くから行われておるところでありまして、交通の事故を防止するためには、この対面交通が科学的な方法であるといふことには、結論が一致いたしておるわけでありまして、ただ、ただいまお話のように、日本人の長い慣習によりまして、左側を通行にいたしておりましたために、これを左側通行に切りかえるといふことに對して、なか／＼徹底したい面が従来あつたわけでありまして、やはり将来長い目で見まして、この対面交通といふものは、制度として存続いたし、できるだけ早く各種の啓蒙によりまして、対面交通の美があがり、事故防止に資し得るようになつていふことになつておられますので、現在十分に趣旨が徹底しないといふことによつて、前の制度に逆行するといふことは、考えておらないわけでありまして。

○立花委員 対面交通と歩行者の左側交通とは、両立するのじやないですか。

○柏村政府委員 歩行者の左側通行を認めて、なお対面交通の美をあげるというこのためには、車馬の右側通行といふことにならなければならぬと思ひます。欧米各国におきましても、多くの例は歩行者が左側、車馬が右側といふことによる対面交通を行つておるわけでありまして、日本におきまして、現在の対面交通の制度にかへますと、車馬の右側通行を実施するといふと、各種の施設において非常な変化を加えなければならぬ。そのために莫大な経費がかかることな

○立花委員 どういう費用があるか知りませんが、私も聞きまして、このようにと、進駐軍の車の運転台が、左側通行に便利だからとつたので、最初説明を聞きましては、各種の車を右側通行にかへることによつて、費用がいろいろかかると思ひます。右側通行にかへるからといふような説明は、あまりなかつたように思ひます。対面交通はなるほど科学的にいひでしようが、日本人本来の習慣である左側通行と両立できるものですか、多少の費用に

○立花委員 それから費用の問題、一体どれだけの費用がどういふ点でいるのか。

○柏村政府委員 たいまちよつとその総額どのくらいになるかといふことは、手元に資料がございせんが、車の通行に對する信号機、それから乗降口の改造といふような点からして、莫大な経費に上るものと考えております。

○中山委員 関連して。日本は右とか左とか、もどるとかもどらぬとかいふ話でございせんが、これは一般的に、世界的の文明国の一般概念はどうなつておるのでございせんか。それを伺つておきたいと思ひます。今日は日本だけの日本ではないのですから、どこへ行つても通ずるといふ概念を日本人が持つておる方向に向つてどういふ問題も研究しておいた方が正しいのじ

ますと、どういふ点でどういふふうな費用があるのか、それをはつきり承りたいと思ひます。

○柏村政府委員 たいま進駐軍の車が、左側通行に便利だといふお話でございまして、むしろ進駐軍の車は、人が左側、車馬が右側通行に適した仕組みになつておるわけですね。従いまして、一時今お話のむしろ逆な意味におきまして、進駐軍の便宜といふ点からい

○立花委員 たいま進駐軍の車は、人が左側、車馬が右側通行に適した仕組みになつておるわけですね。従いまして、一時今お話のむしろ逆な意味におきまして、進駐軍の便宜といふ点からい

○立花委員 たいま進駐軍の車は、人が左側、車馬が右側通行に適した仕組みになつておるわけですね。従いまして、一時今お話のむしろ逆な意味におきまして、進駐軍の便宜といふ点からい

やないか。今後いろいろな国へ行つたら、そのところによつていろいろと考

○立花委員 それならやはり、中山さんのお尋ねになつたのと私のさつき言

○立花委員 それならやはり、中山さんのお尋ねになつたのと私のさつき言

簡単に費用によつてだけ左右されるべきものではない。しかもさつきから聞きますと、世界の習慣でも多少の費用にはこだわらずに、科学的な、しかも慣習のつとつた方法に返されるのがいいのじゃないか。ただその障害になるのは一体何なのだ。私どもが聞くところによりますと、関係方面の何が強いのだというのを聞いておりますが、あなたの説明にはそれがなしに、費用の問題だけなのですが、しかも費用の額もわからないというので漠然たることですが、その漠然たること、国民の習慣にもとり、世界の習慣にもとり、しかも実現困難なことを私どもも承服できないのですが、その点をもう少し明白にしたい。

○**榊村政府委員** 先ほども申し上げましたように、進駐軍の車といたしましては、歩行者が左側、車馬が右側の方が便利なのであります。しかしながら、今ただちに日本のバスであるとか、それから信号機であるとか、乗降口を改正するということとは、ただいま手元持っておりませんが、その当時においても容易ならぬ全額に上るといふことで、逆な方法ではあります。右にするといふことにいたしましたわけでございます。施設を、全部改めて後に初めて行い得る問題であります。し、人の習慣は確かに長い間の習慣ではございますが、すでに実施いたしました二年有余に相なり、特に学童等においては相当に徹底をいたして参つておるわけでございます。この点について大方の理解と協力があれば、私はそう遠くない将来におきまして、

今の制度の対面交通がりつばに突を結ぶものであろうと考へておるわけでありませう。

○**立花委員** 世界の慣行に逆行するよきなことを、ことさら努力をして実を結ばす必要があらうか。そんなことはおかしいと思ふのです。やはり世界の慣行にも従うよきな、中山さんの言われましてよきな方向に持つて行くように努力をすることがいいと思ふのですが、世界中で日本だけがやよきなことを、何も努力してやる必要は私はないと思ふのです。しかもあなたは二年ばかりこれをやつたと言われませうが、地方へ参りますと、ちよつともこれは徹底しておりませぬ。これは慣行に従わないから徹底しないので、これからいくらおやりになつても、私こんなことは実現できないと思ふのです。むしろ費用の点でおあげになつたバスの乗降口をかえらんとおつしやられますか。日本に一体バスが何台ありますか。八千万人の人を慣行を破つて右を歩かすよりも、わずかなバス乗降口をかえらるべきことじやないか。しかもそれが世界の慣行に従い、日本の慣行に従うのですから、それこそやらなければならぬこと、バスの乗降口をかえなければいけないから、世界の慣行を破つて日本人は右を歩かすのだ、それを長年これから努力して行つて実現するのだというよきなことは、まづたゞ非論理的な、そういう簡単なお考えでは、私どもどうしてもこれは納得できないので、やはりはつきりした交通のやり方に改めていただくよきようにしていただきたいのですが、もう一度納得の行くよき理由が

ありましたらお述べを願ひたい。

○**榊村政府委員** 先ほど一例としてバスを申し上げたのであります。バスの乗降口、それから信号機、安全地帯、そういう今まで車馬につきましてつとつておりました左側通行に關連した施設というものを、全部改めるといふことになるわけでございます。そういう意味で人間の歩行関係を右側にするということにいたしましたわけでありませう。なお徹底しない地方も相当あることかと思ひますけれども、これはやはり大方の協力と理解というものによらなければならぬものだらうと思ふのであります。

○**立花委員** まだそういう何か誤解があるのじやないか。私は対面交通をやるめろと言つてはいない。対面交通と左側通行とは一致するのではないかと、いうことを最初に尋ねました。しかもそれが世界の慣行であり、日本人の慣行であつたわけなので、対面交通をやりな

ら、しかも慣行を生かして行くという方法がとれるのではないか。あなた是最初からとれないとお考えなのですが、とれるのではないかと、いうことをお伺ひしたのです。実は私は決して対面交通をやることは申し上げておりませぬので、対面交通と世界の慣行であり、日本の慣行である左側通行をともに生かしたらいのではないか。多少の費用の問題はこの際こだわらない方がいいのではないか。あなたの言われるところによりますと、バスの昇降口とか、信号機とか、安全地帯とか、ものは、ほとんど大部分これは都市のもので、日本のほとんど大部分を占める町村、田舎にはこういうものはないわけでありませう。都市におきましては、安全地帯とか昇降口のつけかえの問題は、そう莫大な費用でもないと思ふのです。こういうもののために慣行を破つて、しかも不徹底なもの、これをから努力してやつて行かなければならぬといふことは本末転倒ではないか、そう私は思ふのです。だからこの際やはり根本的に道路交通取締法を改正されて、世界あるいは日本の慣行に合致し、しかも科学的な方法をおとりになる方がいいのではないか。そのための準備期間をお置きになるのは私はいいと思ひます。そういう方法でおやりになるのが、やはりどこから見ても正しい方法ではないか。日本だけが多少の費用のために、世界の慣行にはずれ、日本人の習慣を無視してそういうことをやるということ、あまりこれは理性的なやり方ではないのではないかと、思ふので、根本的な意見をひとつ承りたいのですが、今後どうあつても日本の慣行のそつた形を、努力して実現し

て行くといふお考えなのか。これは自分やむを得ないのだが、そういう形にはいつか直そうといふふうにお考えになつておるのか。それをひとつ……。

○**榊村政府委員** ただいま御指摘の点は、この制度切りかえのときに、ずいぶん論議された問題であります。私の考えを繰返して申し上げるようでありませうが、対面交通をせよやうたい、しかもできるだけ経費のかからない方法でやつて行くというためには、歩行者を右側、車馬を左側ということによらざるを得ないといふことのために、こういう制度に切りかえたわけでございます。この制度をかえらうと考へては持つていないわけでございます。

○**立花委員** 政府の内閣ではそういう意見がかわされたかもしれませぬが、あまり国民一般の意見ではなかつたよりに私は思ふのです。あのときも、やはり関係方面の意向が強く反映いたしました。こういうものが何か出ましたので、国民一般はそういう議論はやはり聞かされたなかつた。やはり一方的に決定されたというふうな感じが非常に強く思ふ。しかもこの問題に關しましては、反対も相当にありました。議会で私どもも慣習にもどるじやないかといふことで反対したことを覚えておられます。もう議和の日も近づいておると言われておりますので、こういう問題こそ、はつきりとやはり国民の意見も聞いてお直しになるのが、私は適當ではないかと思ふ。今、政府の方で強調されております費用の点なんか、これが論議されませう場合には、そういう問題はあまり出なくて、やはり関係方面の態度だといふことの方が強く出まし

て、費用がかさむから右を通さずの  
出でおりまして、対面交通のためには  
やほりどうしても右を歩かなければい  
けないのだというふうには聞かされ  
ました。左側通行と対面交通は両立す  
るといふことが初めからわかつていま  
したら、おそらくこういう方法はとつ  
ていなかつたと思う。費用がこのくら  
いのもで済むのなら、対面交通を統  
けながら左側通行をさすへきだと思  
う。今になつてそういうことを聞かさ  
れても、国民はやほり納得できません  
ので、今からでもいいのですから、や  
ほり慣行を生かしながら、そういう科  
学的な方法を取入れて、費用の方はま  
かなえるだけまかなつて行くというこ  
との方がいいのではないか。これはさ  
いせんからたび／＼意見を伺つており  
ますので、これ以上申し上げる必要は  
ないと思ひますが、ひとつ意見として  
聞いておいていただきたい。

○大矢委員 自治体警察ができて  
後に、免許証その他取締りについて、自  
治体警察が主として條例をつくつてや  
つておる。このために業者はいろ／＼な  
ことで非常に不便がある。これを今の府  
県でなしにさらに広げるか、あるいは  
少くとも全体を府県で扱ふ。そういう  
ふうにして統一して扱ふのかどうか。た  
とえば道管なんかで扱ふこと、それ  
から府県の交通局で扱ふこと同一の  
ことを扱つて、業者は非常に迷惑して  
いる。これは道管で一手に扱ふか、そ  
れとも道管の仕事、府県の交通局か  
何かで扱ふようにして、やはり事務の  
簡素というか、二重監督、二重行政と  
いうものを廃止するのではありませんか、こ

れは非常に地方の人が迷惑している。  
それから自治体はいろ／＼條例をつ  
くつて、その地方に適應した條例で取  
締りをやつておる、こゝ言われま  
す、取締られる方から参りますと、た  
だ事故のみを防止するために、自転車  
なんか通さない区域が方々にある。  
このために産業を阻害し、それから一  
般の不便はおびただしいもので、取締  
る方からいうと、ただ部分的なものだ  
けを見て、件数が減つていゝから、こ  
れで能率が上つていゝのだ、効果が上  
つていゝのだといふことを大分聞くの  
であります、むろん自転車も通さな  
ければ事故が起らないのは当然です。  
そういう不便の点、損失の点をひとつ  
も考慮されていゝない。今まではしばし  
ば取締るといふ立場からのものを考  
えていゝが、今度無軌道電車が方々通  
つたりいろ／＼することについての條  
例なり、そういうものを規定し、こゝ  
いうものを改正する場合に、そういう  
民意といふか、一般の声を聞くとい  
う一つの機關をつくる必要があるの  
じやないか。今二つの問題ですが、い  
わゆる道管と府県との今日のこゝうも  
のに対する取扱いを一本にする必要が  
ある。それから自治体警察といふもの  
は、もつと大きい機關で、道管なら道  
管でもよろしい、もつと地域の広い区  
域で扱ふといふことにしなければ、こ  
ういふものができるときに、地方では  
非常に迷惑しますから、そういうよう  
なものを、もつと検討される。それ  
が今までそういうことで不自由はな  
かつたかどうか。これにも書いてありま  
すように、県に統一するとあります  
が、自治体警察の持つておる取締りと  
いうものを統一して、府県なら府県で

やる、道管なら道管でやるということ  
にしてもらつて、免許証のごときも  
五十人か三十人の自治体警察でもら  
うのは簡単で、今度は書きかえと、そ  
んなところで簡単にもらったのだから  
といつて、根性悪く嚴重にやつて書き  
直してくれないといふことがあるので  
すが、こゝういふことも何かこゝで改  
正して統一できないか。

○柏村政府委員 最初の道管と警察の  
取締りの問題でございまして、道管に  
おきましては、自動車については主と  
して車体検査を行つていゝ。いろ／＼  
関連がございまして、十分警察とも  
連絡をとるようにはいたしておりま  
すが、どちらにかこれ一本にするとい  
うところまでは、今考えておらぬわけ  
であります。それから自治体警察のい  
たしております運転免許でございま  
すが、これにつきましては、六大都市  
を除きまして、運転者の試験は全都府  
県の公安委員会でこれをいたしてお  
まして、その試験に通過した者に対  
して免許証を與えるということにつ  
いて、自治体の公安委員会が関與するわ  
けでございまして、非常に危険な者  
について簡易に出すといふようなこ  
とはいたしておらないわけでありま  
す。なお自治体警察等において、事故  
防止のためという名のもとに、取締り  
が厳に過ぎるといふお話をございま  
すが、取締りの行き過ぎといふことはよ  
ろしくないことで、十分改めて行かな  
ければならぬと思ひます。われ／＼の  
方として自治体警察に対してこゝうせ  
い、あせいと言ふことは、今の制度  
上いたしかねますけれども、必要な  
機会において十分連絡をとつて御趣旨

に沿うようにして参りたいと考えてお  
ります。

○大矢委員 今の免許証の問題を六  
都市に限つて、両方で扱ふといふこと  
であります、御承知の通り道路は一  
貫しておるので、毎日のように六大都  
市の外、それから中で運転しておるの  
です。免許証は外で持ち、あるいはま  
た市側でもらつていゝといふことにな  
つて、これは嚴密に言うを両方で持  
ていなければならぬことになるが、そ  
れはなか／＼困難である。免許証のこ  
ときは道管で扱ふことが当然しやない  
か、そういうことにすると何か不便が  
あります。車体の検査はやるのだ  
し、一切技術をそこで公平に試験して  
いゝ。地方自治体の仕事ばかりでな  
し、道管なら道管でやつて、どこでも  
通用する。本人の住居がかわれば別  
ですが、毎日運転していゝのですか  
ら、道管で免許証を渡すといふこと  
どういふ不便があるか、その点まつた  
くのしろうとでありますから一応伺  
つておきます。

○柏村政府委員 先ほど申し上げま  
したように、運転者についての試験は、  
六大都市のように十分その施設も整  
い、試験する能力もあるところを除き  
ましては、全都府県でやることにいた  
して、この免許証の交付だけを各公安  
委員会がやつておるわけでございます  
が、公正なる試験の結果免許証を受け  
た者は、一箇所を受けておられますれ  
ば、現在の制度におきましては、全国  
どこでも運転することができ、  
一々地域を限つてあれするといふこと  
はいたしておりませんので、その点は  
今の制度でも支障ないものといふ  
に考えておるわけでありまして。

○大矢委員 道管でやるということの  
不便は、どうですか。  
○柏村政府委員 交通の取締りに任  
じておられます警察において免許証を  
え、そして違反等の場合におきまして  
は、免許の取消しといふような行政処  
分とも関連する問題がありますので、  
やはり現在のとこ警察で免許の事務  
を行つのが、適當であらうといふ  
に私は考えておるわけでありまして。  
○野村委員 この際踏切りの事故防  
止につきまして、お尋ねをいたしたい  
と思ひます。  
現在の交通取締法によりまして、踏  
切りに関しましては車馬関係だけを規  
制いたしておるようですが、現在一日  
八名、年間三千名になん／＼とする尊  
貴人命の死傷が起してゐるようです。  
これにつきまして、施設においても全  
然踏切りの設備のないところが相当あ  
るようです。車馬の事故以外歩行者の  
事故が多いようです、こゝういふ点は歩  
行者自身が踏切りに至つたとき、自発的  
に歩行を停止してこれに協力するよ  
うな習慣を持つならば、非常に事故が防  
止されると思ひます。この点現在の取締  
法は車馬だけを制限いたしておるが、歩  
行者もやはりこれに準じて行かねばな  
らぬと考へます。これに対する御当局  
のお考えをちよつと伺ひたいと思ひま  
す。

○柏村政府委員 ただいま御指摘のよ  
うに、踏切りにおきます事故は非常  
に多うございまして、しかもそれが車馬  
の過失による場合もありませんが、歩  
行者の不注意による場合も非常に多  
いわけでありまして。この踏切りにお  
ける各種の施設については、堂々鉄道局  
とも連絡をとつて、施設の完備につ

て懲罰いたしておるわけでありませうが、ただいまお話のように、歩行者について法律上一時停止する義務を課していないということ、これは、そういうことを規定することも私は一つの考へ方であらうと思ひますが、何分にも自分の命にかかわることでもありますので、やはり自分を守るという意識を持ち、個人について法律にまで規定して義務を課するということをせず、むしろ事実上の指導徳義によつてそういう事故防止を行つた方が、いいではないかという気持で、今回の改正にあたり内部的に今お話のような意見も強く出たわけでございますが、特別にこの規定をするという事はいたさなかつた次第であります。御趣旨はまつたく賛成であります。

○野村委員 実際の指導によつて、法律によらずにそうなればたいへんけつこうですが、たとえば二十四年度の状況を見ましても、四百八十二件のうち、歩行者の事故が百九十四件を算しているわけでありませう。そういう点から、やはり一応人命を尊重し、歩行者の保全を保つ上からいつても車馬と同じに法規できめて、そういう習慣を馴致することが一番適切であらう、こう思ふのです。これは先ほど来委員各位からお話がありました。対面交通にしても、もう一つ、日本自體の習慣もありませうが、現在の状態においては適切に行われておらない。法律をこしらへた以上は、やはりそれに馴致して行かねばならぬと思ふのでありませう。この際これは何らか法文の上に明記すべきであると私は考へておるわけです。

方とは反対なんです、取締りの面はどういうふうになつておりますか。この機会にお伺ひしたいと思います。今車馬がメイン・ストリートに出る場合には一応停車して、それから曲るわけですが、歩行者も、規制すると同様な手段において、いかなる場合でもそういう習慣を持たねばならぬと考へておるのです。視野も十分きいて支障のないようなところでも、たま／＼罰則を相当手きびしくしているところもあるようですが、今日はスピード、能率の時代であります。前の考へ方とは違つていて矛盾を感じるのですが、現在の取締りの罰則はどういう方法でやっておりますか。閑散なところでもパトロールの人が出てやつていて、こういうふうな面でも非常な矛盾を感じるのです。むしろいかなる場合にも一応停車する習慣をつけなければならぬと思ひますけれども、罰則を適用する場合には、実際の運用としてはどういふことになつておりますか、実情をお話願ひたいと思ひます。

○柏村政府委員 法律の第十八條に「車馬又は軌道車は、狭い道路から広い道路に入らうとするときは、前二條の規定にかかわらず、一時停車するべし」とあるが、これは、前二條又は徐行して、広い道路に在る車馬又は軌道車に進路を譲らなければならぬといふことになつておるわけでありませう。原則的に一時停車するといふ建前でございますが、明らかに安全であるといふことが、はつきりしているような場合にまで、この取締りを行き過ぎるほど適用して行くといふことは、これは適當でないと思ひます。そういう点について、もし現実に行き過ぎの取締りがあるようでありませうれば、十分に今後注意して参りたいと思ひます。

○野村委員 私は、法律としてきまつておるからそういう習慣を無視してやつてもいいという考へ方ではないのですが、警察官も非常な手が少いのですから、そういう場合にはなるべく訓戒をして、あまり行き過ぎのないように幅を持つてやるべきである。そういう事例が非常に多いのでありませう。この法の運用につきましては、十分そういうことを訓致すると同時に、そういうような事故に対しては、やはり適切にこれはやらざるべきであると思ひます。そこで対面交通のことですが、せつかく対面交通を取上げた以上は、やはりこれが十分に板につくよう熱意をもつて努力すべきである。そしてそれがどうしてもいかにぬといふことであれば、そのときに日本独自の考へで根本的に考へたいと思ひますが、これに対してどの程度の努力をいたしておりますか、この点について御説明願ひたいと思ひます。

○野村委員 問題は将来ともそういうた當局の指導によつて完成される見通しがあるかどうか、その点も一べん伺ひます。

○柏村政府委員 私どもの考へをいたしましては、長い間の慣習でありますので、相當に困難な問題もあらうと思ひますけれども、すでに学校その他の指導を通しまして、若き世代の人には相當に趣旨が徹底して参つて来るといふふうにも考へておるわけでありませう。先ほどからも申し上げますように、この際さらに馬力をかけまして、この制度の円滑なる運営をはかることに努力をいたし、また大方の理解と協力を得るようになつて参りますならば、必ずや遠からぬ将来におきまして、りつばな実を結ぶものであらうといふふうにも考へておるわけでございます。

○金光委員長 次に、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑を許します。

○立花委員 この間六区の補欠選挙がありました場合に、入場券が約二割、枚数にいたしまして約三万枚配付されなかつたという問題が起つておるので、選挙はこれを御存じかどうかお尋ねいたします。

○吉岡政府委員 最近、東京都へ聞きまして、やや事情は承知しておられます。どの程度……。

○吉岡政府委員 入場券の配付されなかつたのは、今お話されたほどの数はないと思ふのでございませう。事実上東京では非常に住所の移転が多ございまして、入場券が有権者に行かない場合が相當ある。しかしながら、これは入場券がなくても投票はできるというふうには扱つておられますし、またそういう宣伝も相當やつておられますから、その実際の投票にさしつかえを来したことはないと思ひます。今お話のような数があるといふことは、何つておりませぬ。

○立花委員 これは江東区の選挙管理委員長の森さんの談話として出ているのですが、ひどい所は、高橋方面ですが、五割以上も配付できなかつたと言つておつたわけなんです。そういうふうな相當多数の者が配付漏れになつておつたことは、事実だと思ふのですが、そのことについては、都の選挙管理委員会あるいはあなたの方で、その原因はどこにあつたか、なぜそういう間違ひが起つたのか、その当時の状況をおつかみになつておられましたら、お聞かせ願ひたい。

○吉岡政府委員 そういう具体的なお話は、まだ聞いておりませぬ。お話の点は、江東区の選挙管理委員のお話だということでありませうが、よくその点は調べて、あとでお答えを申し上げます。

それからもう一つ、ついでに申し上げておきたいのですが、右巻の問題でお話がございましたが、あれを調べましたところ、解職の理由には、選挙運動をやつたといふことはなつていないようでございます。

○立花委員 表面の理由としては、選挙運動が理由には出ておりませぬ。そういうふうな形の上では、何ら関係のないと思ふのでございませう。事実上東京では非常に住所の移転が多ございまして、入場券が有権者に行かない場合が相當ある。しかしながら、これは入場券がなくても投票はできるというふうには扱つておられますし、またそういう宣伝も相當やつておられますから、その実際の投票にさしつかえを来したことはないと思ひます。今お話のような数があるといふことは、何つておりませぬ。

ないという形をとつておりますが、公平委員会が無効の裁定をくだすような形式上、違法の形をとつて行かなければならなくなつた本質的な原因は、やはり選挙の問題に端を発しておること、疑いの余地のないところなので、それがなければ、どうしてああいふむちやなことをつたかといふ理解がつかないのです。そういう本質的な点で立入つてお調べ願つて、それに対する適当な措置をお考え願いたいという意味で申し上げたのです。それはもう地方へ参りますと、公然の事実となつて、地方公務員の人、また石巻の人々が、みなそう認識しておりますので、その点を明らかにしていただきたいという意味のことだつたのです。

それから今の問題ですが、今この委員会では選挙費用が問題になつておりまして、六区選挙が始まります前にも、費用が足りないのじやないか、六区選挙に間に合うように、費用を出しになつたらいいのじやないかといふことを私は申し上げたのですが、やはり選挙管理委員長がその理由としてあげておられますのは、補欠選挙だから非常に費用が少くて、三分の二に削られたといふことを言つておつたわけなんです。だからこういう配付漏れも出て来たのだ。人手もないし、配付もできないから、二業地、三業地には一括配付したのだ。あるいはこの三月、雪が降つたりなんかして、人手が少くて配付ができなかつたから、やむを得ず五割も残つたのだといふことを言つておられました、やはり費用の問題が非常に大きな原因になつておるわけなんです、これはやはりあなたの方としても、一部の責任があ

るのではないかと私は思いますし、こういうことがほんとうに原因であるとするれば、これは至急対策を立てなければいけないのですが、一体費用の問題は、六区選挙ではどうであつたのか、お尋ねしたいと思います。

○吉岡政府委員 六区選挙の費用は、現行法で計算をして配付をいたしました。従つて実体とはやや差異があると思います。

○立花委員 向うの選挙管理委員長の申しておりますのは、総選挙のときの三分の二しかなかつた。補欠選挙だから非常に少かつたといふことを言つておるのですが、そういう事実があつたかどうか。

○吉岡政府委員 補欠選挙の際の選挙執行の費用は、法律で三分の二といふことをきめております。これはやはり補欠選挙の場合は国民投票が一緒になつて、ほかの他いろいろなこと、少くして済む場合があるから、そういうことにきめておるわけでございます。

○立花委員 そうなつて参りますと、やはりこの入場券がそれだけ配付されなかつたという事実の原因は、選挙管理委員長が言つておられますように、費用が非常に少かつたといふことが、根本的な原因になつておるのじやないかと思つておるのですが、そういう事実、今度の問題の原因は、費用の問題にあつたといふことを、お認めになるかどうか。

○吉岡政府委員 今のお話の問題は、よく事情を調べてから意見を申し上げます。

○立花委員 それから入場券の問題ですが、入場券については、法的には規定も何もないと思つておるのですが、しかし実

際上は、個々の選挙民になりますと、特に六区あたりの労働者の多い地区になりますと、法的に規定があるかどうかというところは、選挙民はほとんど關心を持つておりませんので、やはり入場券がなければ入場できないところのは当然だと思つて、そういうものをどうにかどうか、その点どういふふうにお考えになつておるか。

○吉岡政府委員 入場券を配付するといふ規定は、政令にございます。それで入場券を配付するかどうかという問題は、これは非常にむずかしい問題でありまして、入場券を配付した場合に、かえつて不正の投票があるといふことも考えられます。それで大阪でありましたか神戸でありましたか忘れませんが、あの辺は配付してないのがあります。東京は配付してあります。その辺は、その土地／＼の実際の事情にまかせておるような状態でございます。大部分は配付してあります。

○立花委員 政令には、しなければいけない、とあります。か、してもいい、とあります。一体どういふ規定になつておりますか。

○吉岡政府委員 公職選挙法施行令の三十一條の第一項でございますが、「市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がない限り、投票の期日の前日までに選挙人に投票所入場券を交付するよう努めなければならない。」と特別の事情がない限り」といふ例外を設けて、原則としてはやるんだといふ考えであります。

○立花委員 そういたしますと、二業地三業地の組合のおやじに一括交付す

るといふようなことは、やつてもいいものかどうか。

○吉岡政府委員 一括交付は適当でないと思つておる。

○立花委員 そういふ事実がありとすれば、それはどういふような結果になりますか。

○吉岡政府委員 それは具体的の場合をよく検討しないと、どういふことは申し上げられないのですが……

○立花委員 だから、適当でないとおつしやるのは、法律の趣旨上そういうことをやつたからといつて、それが違法であるといふ意味なのかどうか。

○吉岡政府委員 これはその程度によりまして、違法の場合もあるし、問題になり得ない場合もあるし、いろいろ違つておると思つておる。

○立花委員 今言いましたように、二割、約三万といわれおるのですが、しかも向うの委員長の話によつても、高橋方面は五割も配付できなかったと言つておるわけなんです。それから二業地の組合長ですか理事長ですか、その談話を讀み上げますと、組合へ一括交付されて迷惑した、三業地の方も一括だといふ話を聞いておる、こつちうふうにあつて、相当多数のものが、やはり二業地三業地の組合のおやじさんに一括配付されているのですが、この程度だと、どういふふうにお考えになりますか。

○吉岡政府委員 実際に配付された結果、不正があるかどうかといふことが、結局問題になると思つておる。

○立花委員 それは別問題じやないですか。配付自体が問題なんです、その結果どうなつたか。これはまた別の問題にさるべきであつて、配付自体が、あ

なたの言われたように、程度によつていろいろ違つたといふことを言われたのだから、今言いましたような程度だつたら、どういふふうにお考えになりますか、法令に定められておりますらちを越えておるとお考えになるのかどうか。

○吉岡政府委員 それは配付の方法として、やはりそういう人を通して配付する場合もあるし、それから郵便による場合もありますし、そういう方法をやつたからといつて、それがいかぬとは言えないと思つておる。

○立花委員 しかしあなたは、適当でないとおつしやりましたでしよう。その不法か不法でないかは程度によるとおつしやつたのだから、今のような程度だつたらどうだといふことを聞いておるわけなんです。だから、問題の焦点はそこにあるので、具体的に話が出ておりますので具体的にひとつ御答弁願つておると思つておる。

○吉岡政府委員 二業地とかさういふところ、代表者の人へ配るといふことは、不正のおそれがあり得ると思つておる。それで適当でないといふことを申し上げたのですが、もしその代表者が不正をやるおそれがないものであれば、私はさういふ方法をとつてもさしつかえないと思つておる。いかぬと申し上げたのを、違法であるといふか、いかにおとりになつたかわかりませんが、実際正確に本人へ到達すればいい、ただ入場券をさういふ代表者が、場合によつては悪く利用して、本人に渡さないで、自分なり、場合によつてはほかの人にそれをやつて、がわりの投票をやるという事例が、相当東京等では見られましたので、適当でないと思つておる。

申し上げたのです。それが完全に有権者に届くようなことであれば、私は一向さしつかえないと思えます。

○立花委員 東京で不正の事例が見られたというのは、今回の選挙ですか。

○吉岡政府委員 昨年の地方選挙の際です。

○立花委員 それから政令によりまして、やはり選挙人に渡さなければいけない、渡すように努力しなければいけないとありますが、そうなりますと、やはりそういう二業地三業地のおやじさんに渡すということは、非常にこれは危険だ。あなたの言われる不正投票の危険もあるし、しかも政令で定めた趣旨にも反すると思うのですが、こういう点で今回行われたやり方に対しては、非常に問題があると思うのです。だから、こういうことが今後行われていくのかどうか。この点についてどうお考えになりますか。

○吉岡政府委員 それはやはり、郵便等で配ることの方が正確は期し得ると思えます。しかしながら、郵便で配りますのは相当費用もかかりますので、不正のおそれがあるなしもよく検討いたしませんと、そういうふうな配り方の事例が相当あるようでありまして、それをすぐやめるといふことはできないと思えます。

○立花委員 それで先ほど読み上げましたように、一括配付をされた、委託された組合の方で、非常に迷惑だということも言っているわけなんです。そういうところへ単に費用が足りないから、費用の節約になるから、どんく上から持込むのだということになりまして、これはあまりに選挙をもてあそぶものではないか。単に費用の点か

ら、ほんとに選挙民にとりましては、それがなければいけないと思つて入場券を、そういうふうな扱ふことは、選挙が公平に行われぬ最も大きな原因になるのではないか。六区の補欠選挙が低調だったのは、やはりこういうやり方をやつておられて、ひどいところは五割も入場券が行かないというふうなやり方をされているところに、問題があるのではないか。根本的な原因があるのではないか。だから今後費用の点を口実にされて、こういうことをするならば、むしろ入場券を廃止された方がいいのではないか。廃止された方が間違いが起らないし、費用がかからないし、選挙の公正がえつて保障されるのではないか。ラジオでも放送しておりました。同じ法被を着た人が何回も投票所に入入りをすると、諷刺的なことを、娯楽版ですか何かで言つておりましたが、こういうことが公然と行われておられますので、それを助長するような、カフエーのおやじさんに一括交付するというような形を、費用がないからやむを得ない、今後もういふことはあまり改める考えはないと言われるのは、こういうものはおやめになつた方がいいのではないかと思つておられますが、その点も少し御意見を承つておきたいと思つておられます。

○吉岡政府委員 入場券は、厳格に考へれば、ある程度弊害のある面もありまして、しかしながら、全般的に考へて、選挙人名簿に載つていないか載つていないかを、実際確認に供して、見に来る者がいない。そういう場合に、入場券が参りますと、載つていないことを知らせることもなくなりまして、また投票がいつあるということ

を知らせることもなくなるし、棄権を防止する意味からいつても相当効果があることで、相当の利点がござります。従つて利点と弊害と比較考へて決定しなければならぬ問題であります。またその程度の弊害のためにやめるということは考へておられません。

○立花委員 しかし六区の選挙にその弊害がはつきり現われて来たじやないか。あなたの方で数ははつきりおあげになりますか、私の方で聞いておられます数は約二割、三万という数が配付されておりました。しかもそのうちの多数のものが一括配付されておりました。こうなつて参りますと、弊害が非常に大きくなつて来たじやないですか。ここでやはり政府の方でも考へなければいけないのじやないか。あるいは選挙管理委員長がはつきり言つておられますように、金がなくて配れないという、その金を十分お出しになるなら、あなたの言うこの制度のいい面が生きて来るでしょうが、金を出すに、弊害がこれだけはつきりして来ておるのに、今後続けるといふことは、選挙の公正をかえつて入場券によつて破壊して行くのじやないかと思つておられます。もちろんあなたの言われるように、選挙権があるかないかを知らせる便益は、理論的にはあるでしょう。しかし逆に言いますと、入場券が来なかつたから、選挙権はないんだと考へる面が出て来るじやないか。入場券が来るべき建前になつておるのに来ないから、おれは選挙権がないのだと考へるのは当然だと思つておられます。そういう弊害が、三万票、二割も出ておる。ひいのは五割も出て来ておるとなりまして、あなたの言われる理想的な入場券の効果の面よりも、弊害の方が多くな

つておるのじやないですか。こういう現実の姿に立脚して対策をお考へにならないと、実際の選挙の公正が期せられないと思つておられます。理論的に入場券が有効かどうかという問題よりも、六区の選挙に現われた現実の姿をどういうふうな解決したらいいか。費用を十分にお出しになるか、あるいはこういう混乱を起す弊害が強く現われて来た入場券をおやめになるか、これははつきりする必要があると思つておられますが、そういう点をお答え願ひたいと思つておられます。

○吉岡政府委員 相当たくさん入場券の配付がなかつたというお話でありまして、この点はやはり事実をよく調査した上で意見を申し上げたいと思つておられます。それからこの問題は多分訴訟に出るとおられるという話を聞いておられますので、そういう点は訴訟ではつきりされることと考へます。

○立花委員 訴訟ではつきりしますが、私も制度の上で問題にしたいと思つてお話ししておられます。やはり財政の問題とか制度の問題は、訴訟では出て参りませんので、やはりここで討論するしか仕方がないと思つておられます。訴訟の問題が出ましたからお聞きいたしますが、この入場券の不正配付の問題と選挙の効力との問題で、一般的にどういふふうな関係があるとお考へになつておられますか。

○吉岡政府委員 入場券は法律的にせひ出さなければならぬということになつておられますし、入場券が配られなかつたから投票ができませんというところでもありませんので、その結果選挙の無効を来すというふうなことはないと考へておられます。

○立花委員 そうしたら入場券がいく

ら不正な配付をされておつても、不正投票の事実が確認され、それによつて裏づけられない限りは、入場券の不正投票は選挙の効力に対しては、全然無関係だといふふうな御意見ですか。

○吉岡政府委員 入場券が間違つて本人に行かないで、ほかの人が使つて投票をした、いわゆる不正投票、詐欺投票と申しますか、この結果による選挙の無効、有効は、これはまた別であります。

○立花委員 だから入場券の不正交付が行われておつたことが明らかになつても、それは選挙の効力には関係ない。それが不正投票によつて裏づけられない限りは、不正投票を確定されない限りは、入場券の不正交付だけでは選挙の効力には関係がないということなんです。

○吉岡政府委員 不正交付によつて、ただちに選挙に影響を及ぼすのではございませんで、不正交付の結果不正投票が行われたかどうか、それによつてきまる問題であります。

○立花委員 だからあなたの言われることは、言葉をかえて言へば、不正投票はいくら行われても、選挙の効果とは別問題であるとおつしやられるのかどうかです。

○吉岡政府委員 それはさうでありませんで、不正投票が行われておられますれば、一人有権者でない人が、ほかの人の入場券を利用して入つて投票したということになりまして、その一票は、専門的に申しますと潜在的無効投票ということになりまして、一票無効にしまして、得票者からおの／＼一票ずつを引いてみて、場合によつては当

つておるのじやないですか。こういう現実の姿に立脚して対策をお考へにならないと、実際の選挙の公正が期せられないと思つておられます。理論的に入場券が有効かどうかという問題よりも、六区の選挙に現われた現実の姿をどういうふうな解決したらいいか。費用を十分にお出しになるか、あるいはこういう混乱を起す弊害が強く現われて来た入場券をおやめになるか、これははつきりする必要があると思つておられますが、そういう点をお答え願ひたいと思つておられます。

○吉岡政府委員 相当たくさん入場券の配付がなかつたというお話でありまして、この点はやはり事実をよく調査した上で意見を申し上げたいと思つておられます。それからこの問題は多分訴訟に出るとおられるという話を聞いておられますので、そういう点は訴訟ではつきりされることと考へます。

○立花委員 訴訟ではつきりしますが、私も制度の上で問題にしたいと思つてお話ししておられます。やはり財政の問題とか制度の問題は、訴訟では出て参りませんので、やはりここで討論するしか仕方がないと思つておられます。訴訟の問題が出ましたからお聞きいたしますが、この入場券の不正配付の問題と選挙の効力との問題で、一般的にどういふふうな関係があるとお考へになつておられますか。

○吉岡政府委員 入場券は法律的にせひ出さなければならぬということになつておられますし、入場券が配られなかつたから投票ができませんというところでもありませんので、その結果選挙の無効を来すというふうなことはないと考へておられます。

○立花委員 そうしたら入場券がいく

ら不正な配付をされておつても、不正投票の事実が確認され、それによつて裏づけられない限りは、入場券の不正投票は選挙の効力に対しては、全然無関係だといふふうな御意見ですか。

○吉岡政府委員 入場券が間違つて本人に行かないで、ほかの人が使つて投票をした、いわゆる不正投票、詐欺投票と申しますか、この結果による選挙の無効、有効は、これはまた別であります。

○立花委員 だから入場券の不正交付が行われておつたことが明らかになつても、それは選挙の効力には関係ない。それが不正投票によつて裏づけられない限りは、不正投票を確定されない限りは、入場券の不正交付だけでは選挙の効力には関係がないということなんです。

○吉岡政府委員 不正交付によつて、ただちに選挙に影響を及ぼすのではございませんで、不正交付の結果不正投票が行われたかどうか、それによつてきまる問題であります。

○立花委員 だからあなたの言われることは、言葉をかえて言へば、不正投票はいくら行われても、選挙の効果とは別問題であるとおつしやられるのかどうかです。

○吉岡政府委員 それはさうでありませんで、不正投票が行われておられますれば、一人有権者でない人が、ほかの人の入場券を利用して入つて投票したということになりまして、その一票は、専門的に申しますと潜在的無効投票ということになりまして、一票無効にしまして、得票者からおの／＼一票ずつを引いてみて、場合によつては当

選無効の結果を生ずるということになります。

○立花委員 あなたは言葉がはつきりしなかつたのですが、それでは不正交付の場合でも、不正交付が行われてない場合でも、選挙の結果に影響を及ぼすことがあるのですか。

○吉岡政府委員 不正交付の結果、不正投票がなければ、大体原則として選挙の結果には影響がないと思つておられます。

○立花委員 不正投票があるかないかはどうして立証するのですか、立証されなければ不正交付が行われれば、おつても、それは選挙の結果とは無関係だとおつしやるのかどうかということをお聞かすので。

○吉岡政府委員 それは投票に来た人と、それからそれが来たということは投票所の方でつきますから、それと照し合せて不正投票があつたかどうかということをお聞かすのであります。

○立花委員 だから不正投票の確認がなければ、不正交付はいくら行われてもいよいよ、不正交付が行われれば、選挙の結果には影響を及ぼすことはないのだということが言えるのかどうか。私どもは法律できめてあります以上、不正交付が行われれば、やはり選挙の結果にも影響があると思つておられますが、あなたは不正交付はいくらあつてもいいのだ、不正投票が確認されなければ、それは選挙の結果には関係ないのだという御意見のようなんです、そう解釈していいのかどうか。

○吉岡政府委員 私は不正交付があつてもいいとは申し上げていないのです。結局不正交付の結果、不正投票があつたかということをよく立証して、

調べなければ結果の判断はできません。

○立花委員 だから不正交付と選挙の結果を結びつけて質問しているわけなんです、不正投票が立証されなければ不正交付がいくらあつても、選挙の結果には関係ないのだとおつしやられるのかどうかということですか。

○吉岡政府委員 選挙の結果に異動を及ぼす不正交付というものは、これは相当な不正交付でなければいけないと思つて、そういう不正交付というのは、ほとんど考えられないことではあります。

○立花委員 考えられないでここに二割、三万票も不正交付があつたら、私は相当な不正交付だと思つて、あなたのおつしやる相当なというのは、一体どのくらいなんです。

○吉岡政府委員 不正交付といわれるのは、それは配られなかつたものではない、私が不正交付と申し上げるのは、ほかの人へ入場券を故意に配付した、そういう不正交付です。今お話しした入場券を配らなかつたのは、私の申し上げた不正交付には入りません。

○立花委員 それでは政令できめてあります「選挙人に投票所入場券を交付することに努めなければならない」というのは、こういう配られて迷惑するような一括交付をやつても、いいということなのかどうか、私はこれが不正交付だと思つて、配られた責任者が、こんなものを配られて迷惑した、しかもそれを配らぬではつばらかしてある。こういうところへ交付しておいて、これが正当な交付と一体言えるのですか。法令できめた正当な交付とこれは言えますか。これこそ私は不正交付し

やないかと思つて、名あてが間違つて行つたことが不正交付ではなくて、配られて迷惑をする。それをほつばらかしておいて、あるいはそれを悪用したかもしれない。こういうようなところへ配つておつて、それが不正交付でないと言えますか。これも何方にも上つておるといふことになると、これは不正交付が相当多数に上つておるといわざるを得ないと思つておられます。あなたは、やはりこういうものは不正交付ではない、正当な交付なんだ。しかもこれくらいでは相当の数だということではできないのだというふうにお考えになつておられるのかどうか。それからもう一つは、あなたに相当な不正交付があれば、やはり選挙の結果に影響を及ぼすとお考えになつておられるのか。今度の問題は相当の数ではないから、迷惑を及ぼさないとお考えになつておられるのか。その点はどうなんですか。その点はさつきから聞いておる根本問題なんです、不正交付が選挙の結果に影響を及ぼすことがあるかどうか。この問題なんです。

○吉岡政府委員 私が申し上げているのは、言葉が悪いかもしれませんが、不正交付でないものは正当な交付と申し上げているのではないのです。これは適当でない交付ということを申し上げておるのです。また不正交付がどの程度だつたら選挙の結果に影響を及ぼすかという問題は、これはほんとうに具体的事例を申し上げねば、いわけのどういふ選挙規定の違反が選挙無効の結果を生ずるかということも、一概には申し上げられませんが。

○立花委員 私は特定の問題を一概に答弁してくれと言つておられるのはない。この入場券の不正交付の問題が、

選挙の結果に影響を及ぼすことがあり得るのかどうか。具体的にどういふ場合でもおつておつて、そういう場合があり得るかどうかということをお聞かすのです。あなたはそうではない、不正交付があつてもいいのだ、これが不正交付によつて裏づけられない限りは関係ないのだということを言つておられるのか。ある場合には不正投票がなくても、不正交付だけで、あるいはあなたは不正交付だと言われるかもしませんが、不正交付でもいいのではありませんが、そういうこともやはり選挙の結果に影響する場合があります、あるのか、全然ないと言われるのか、どつちの場合があると認められるのか、どつちか。

○吉岡政府委員 ちよつと考えられませんが、入場券の不正交付のために選挙無効を生ずるといふことは、おそれないのではないかと気がいたします。

○立花委員 それじやまあはつきりしないわけですね。

○吉岡政府委員 はあ。

○立花委員 そういたしますと、私もやはりおつとよくお調べ願いたいと思つておつて、こういう重大な事態になつて来ますと、やはり対策をほつきりしていただかないと、いくら不正交付しても選挙の結果に影響ないのだということになると、どん／＼という形で行われて、とんでもない選挙になりはしないかということも、私は現実の問題としておられますので、この点いつ次の機会でもいいから、はつきりしていただきたいと思います。

ついでです。一つ聞いておきますが、きのうの新聞ですか、参議院の全

○吉岡政府委員 きのうの読売新聞に出ました記事は、あれは選挙管理委員会の意見でも何でもありません。近く選挙制度調査会を開きまして、参議院議員の選挙制度と、それから憲法改正の国民投票の問題を審議したいという意向があるのです。それに関連してあつて、意見が出たことと思つておられます。

○立花委員 あれはそれでは委員長個人の意見ですか。

○吉岡政府委員 あの事は、よく見ますと、委員長個人の意見でもないよつで、ただこういうことが問題になるという記事のようでございます。

○金光委員長 それでは次に消防に関する件について調査を進めます。ただいま国家消防庁より長官及び管理局長が出席されておりますので、質疑を許します。川本君。

○川本委員 時間は大分経過しておりますが、きょうは地財委関係が来ておられないので、私の質問する趣旨に沿わない点がたくさんあると思つて、せつ／＼と国家消防庁から長官も来ておられますので、ごく簡単に二、三の例だけを申し上げて御意見を承つておきたい。その他の問題は次の機会に譲りたいと思つておられます。

まず最初にお尋ねしたいと思つておられます。ごく最近に大都市の消防機構を次々に縮小して行つておられる感じが、特



に大阪市のときは次長制を廃止したり、また職員を三百数十名も整理することを、すでに発表しておるようであり、消防の機構を拡大することはむしろ必要であると考えられます。ここに、こういうことが次々に行われておるに、国家消防庁として、こういう点について地方から詳細な報告を受けておいでになるか、または受けておいでになりましたら、これに對処する方法として何かお考えになっておられますか、まずその一点を最初に伺っておきたいと思ひます。

○新井政府委員 ただいま御質問のうちに、二、三の都市におきまして消防機構を縮小し、また特に消防職員を減員するといふような話を耳にしております。しかし正式に報告を受取つておるといふわけではございませんが、さうなことも耳にしておるのであります。しかし一方におきましては、これと反對に消防機構を充実して、また消防の人員を増しておるところもあるものであります。一般の傾向として消防の弱小化をはかるというふうな一般的な傾向はまだ見受けられておりませんが、しかしながら御指摘になられましたように、消防の重大性、特に火災の件数も、昨年度におきましては一昨年度に比較いたしました、約二万件もふえておる状況であります。また焼失いたしました建物の坪数にいたしましても、昨年度は七十一万坪、またわれわれの方に報告せられた損害額をとりまゝとてみましても二百二十二億というふうな莫大な額に上つており、この二百二十二億の損害額は、われわれがとりまゝとめた数字ではござい

ますが、焼失いたしました坪数等に比較いたしてみましても、これは非常に内輪な数字になつておるのであります。おそれるは、この二百二十二億を相当上まわることが、実際の損害額であるというふうに見受けられますので、かような経済的な損失が莫大でありますのみならず、特にこの損害というものは非常なる市民の不安感の中に、治安の乱された中において起る事柄でありますので、われわれは現在の消防機構を縮小したり、あるいは消防職員を減員するといふようなことは、嚴にこれを慎しまなければならぬことだと考えております。

○川本委員 そこで今のお答えについて、もう一つ突進進んでお尋ねしたいのであります。現下の事情はよく御承知のことではあります、国家消防庁として、今のままで放任しておかれる考へか、それとも地方の中小都市に國家消防庁としての権限の及ぼす範囲において、今後火事がないから消防がいらないというふうな考へ方をしておられるのが、地方の中小都市の理事者の大方の考へだと思ひますが、これに對して消防庁として特に大阪などの問題は、これは私の推測に過ぎませんが、おそれる財政難だといふことが、向うの言ひ分だろふと思ひますが、一方から考へてみても、今の長官の御説明の中にありますように、すでに内輪に見積つた損害だけでも、一年に二百二十二億田にも及んでおる。地方ではそれを非常に軽視しておることはいつか一度御質問申し上げたことでもあります、小田原の火事を見ましても、全部が消防に對しては、非常な理事者の

認識不足から、あの大きな損害ができて、しかも国会でこれに對して応急の処置を講ずるような法案をつくらなければならぬ現状になつておるのに、一方そのことがあるかと思つて、すぐ大阪のような大都市がこういうことをしておる。今の消防の現有勢力をもつて、今日同時多発の謀略的な放火がやられるかもしれないというふうなとき、これで十分備へることができるといふことについて、十分であるといふふうには國家消防庁ではお考えになつておられますか、この点の御意見を承りたいと思ひます。

○新井政府委員 ただいまの御質問に對しては、われわれもつたたく同一の意見を持つておるのであります。現在の消防の勢力といふものが、ほんとうに消防に對して責任を持ち得るまでの段階に立至つておらないという感を、常に持つておるのであります。特に都市におきましては有給の消防職員の数が、まだ不足しておるということを感じておるのであります。この消防職員の充実につきましては、もちろん地方財政に重大な影響を與えるものではありますけれども、治安の面並びに火災による経済的な損害といふことをあわせ考へますと、相當に財政的な負担にはなりませんけれども、なおかつ消防を充実することによつて、得る方の利益が大きいといふことを確信しておる次第であります。従いまし、現在有給の消防職員は、全国におきまして約三万一千名に過ぎませんけれども、この三万一千名の現員を減らすことは、一般的に申しまして非常に不適当だと考へます。もちろん消防は市町村の自治にまかされておる市

で、都市によりまして、消防の職員が割合に充実しておるところ、またははだしき足りないといふようなことでございましては、この三万一千名の職員をもつていたしましては、まだ不足の状態でありまして、これをさらに充実せしめることが、結局経済、財政的な見地からいへば、必要であると考えておるのであります。従いまし、常にこの消防の設備並びに人員の充実を、われわれの権限内において勸奨してあるのであります。あるいはまた通牒によつて一般的注意を喚起いたしますととも

に、場合によりましては、會議等において詳細にこれが説明を、また個々の都市につきましても、都市の等級化といふことを行ひまして、消防の職員等については、重大な関心を持つてその充実をはかるように、欠陥は指摘いたしまして、その弱小化を防止いたしまして、いふよりは、その充実を期待してゐる次第でございます。

なお大阪の問題につきましては、さうなこともごく最近に耳にいたしましたので、これはさらに検討いたしまして、適当な措置を講じたいと思ひておる次第でございます。

○川本委員 よく趣旨は了承できますが、最近政府は行政機構の改革に手をつけておられますが、その中には當然に消防機構についても、何らかの方法が講ぜられると思つておられます。これは今まだ発表されておらない問題でありますから、その内容等につきましてもお尋ね申し上げる必要もありませんし、またお答へ願わなくてもよろしいが、これを検討されております間に、國家消防庁としては行政簡素化

本部の方に、現在の消防の事情を十分述べられて、現在でも國家消防庁の機構は非常に弱体なものですから、これがさらにまた縮められるようなことになりますと、非常に大きな問題になりますので、この点については十分御検討をされまして、より以上機構が強化されるように努力をさせていただくように、この機会に特にお願いを申し上げておきたいと思ひます。

それからお話の中にもありましたように、何をいひましても財源の問題で、國家消防庁としては非常に苦しい立場に立つておられると思ひます。さらに消防は自治体のものであつて、國家消防庁の権限としては、いろいろな面について十分な活動の得られないことを十分承知いたしておりますが、この場合に特に地財委方面などに向ひまして、國家消防庁としても現在の欠陥が少しでも補えるように、これまた一段の御努力を願つておきたいと思ひます。今日は地財委方面の人がおりますので、最初申し上げましたように、いづれ次の機会にまたおいでを願ひまして、國會としては、地方財政委員會の方に向つて、消防財源の裏づけの問題については、起債その他の点も十分考慮してもらつて、私どもの方からも主張するつもりであります。本日はすでに時間もありませんので、非常に遅くなりました。御迷惑だと思ひますから、これだけのお願ひを申し上げまして、私の質疑は打ち切りたいと思ひます。

○金光委員長 午前中の會議はこの程度にし、午後は二時半より再開することにいたします。

第一類第三号 地方行政委員會會議録第二十七号 昭和二十七年四月十六日

九

九

九

暫時休憩いたします。

午後一時十八分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

「一般放送事業に対する事業税非課税に関する申入書」

一般放送事業(所謂民間放送事業)は、特殊な経営形態に属するものを除き現在、地方税法第七百四十一條第一項の規定によつて事業税の課税対象となつてゐるのであるが、本委員会は左に述べる理由に基き、一般放送事業を地方税法第七百四十三條に掲げる事業税の非課税範囲に加えることが適當であるとすの見解をとるものである。

即ち

一、一般放送事業は電波法による免許事業でありまた放送法及び電波監理委員会規則によつて公共の福祉に適合するように運営されなければならぬ公益性を有する事業であるのみならず、その政治経済文化に及ぼす影響の重大性に鑑み、国及び地方自治体として、これに十分なる保護助長を加えるべき理由があること  
二、一般放送事業は法令によるの外、その事業本来の性質上よりしても新聞事業と同じく高度の公共性をもつ事業であり、新聞事業が他の公共的の事業に伍して、地方税法第七百四十三條によつて事業税非課税の取扱いをうけている均衡上からみても一般放送も、これと同様の取扱ひを受けることが当然であること

三、一般放送事業にあつては、新聞事業における購読料に相当する受信料は現にこれを徴収しておらず、広告収入が唯一の収入源であつて、一般公衆は反対給付なくして一般放送の番組を聴取し得ること

四、一般放送事業と並んで放送事業を行つてゐる日本放送協会については、法律上特殊の義務を負わしめてゐる非営利体である關係もあるが、受信料の徴収、所得税及び法人税の免税その他の特権を、與し更に地方税法第七百四十三條第三号により事業税を課してゐないのに反し、一般放送事業は広告税を除き何等の課税上の特典をも與えられてゐないこと

五、一般放送事業は充足後日なお浅く且つ、多額の当初設備資金を必要とする事業であるため、その経営收支は稟観を許さないこと  
よつて本委員会は四月十五日の會議の席上、目下貴委員会に上程中の内閣提出「地方税法の一部を改正する法律案」御審議の参考として上記の見解を貴委員会に伝え、適宜の措置をとられんことを要請する旨の議決を行つた。よつて小職は右議決に従ひ、この申入書によつて本委員会の要望を貴職に伝達するものである。

昭和二十七年四月十五日

衆議院電氣 田中 重彌  
通信委員長  
衆議院地方 金光義邦殿  
行政委員長